

漂着物学会基金研究助成選考委員会設置規則

2010年11月20日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、漂着物学会基金研究助成金交付要綱第8条に基づき、漂着物学会基金研究助成選考委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 漂着物学会基金研究助成選考委員会(以下「選考委員会」という。)は、漂着物学会基金研究助成の交付について審議することを目的とする。

(組織)

第3条 選考委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 漂着物学会会長
- (2) 漂着物学会副会長
- (3) 漂着物学会会計
- (4) 漂着物学会事務局長
- (5) 漂着物学会編集委員長
- (6) 漂着物学会運営委員

(審議事項)

第4条 選考委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 漂着物学会基金研究助成金の受領者の決定に関する事項
- (2) 漂着物学会基金研究助成金の選考方法に関する事項

(議長)

第5条 選考委員会には委員長を置き、会長をもって充てる。

- 2 委員長は選考委員会を招集し、議事を進行する。
- 3 委員長に事故があるときは、他の委員の年長者をもってこれに充てる。
- 4 選考委員会は、原則として年1回の定例のほか、必要に応じて委員長が招集する。

(議事)

第6条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

2 前項において、委任状の提出があった場合には、それをもって出席とみなす。

(委員の除外)

第7条 本基金に助成金の申請をしている者は、当該年度における委員になることができない。

(事務)

第8条 選考委員会の事務は、漂着物学会事務局において処理する。

附則

この規則は、2010年11月20日から施行する。